

知的財産権を出願する中小企業者などを応援します

市では知的財産権を出願する事業所などに対し、出願に要する経費の一部を補助する制度を施行しました。

この制度は、市内中小企業者などの知的財産を保護し、権利化することで、中小企業者の競争力を強化し、産業の活性化を図ることを目的としています。

■補助対象者

市内に本社または主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者など

■補助対象

平成20年10月1日以降に出願した次の知的財産権の国内出願、外国出願（PCT出願を含む）

○特許権

発明を保護するための権利

○実用新案権

物品の構造、形状に係る考案を保護するための権利

○意匠権

物品の形態（デザイン）を保護するための権利

○商標権

商品・サービスを表す標識

（ブランド）を保護するための権利
○育成者権
植物の新品種を保護するための権利

■補助対象経費

出願料、弁理士等に支払う費用、図面作成費、翻訳料、外国通信費
※翻訳料、外国通信費は外国出願のみ対象となります。
※PCT出願後の各国への移行手続きについては、対象外となります。

■補助額・補助限度額

○国内出願
補助対象経費の2分の1以内で、補助限度額は10万円
○外国出願
補助対象経費の2分の1以内で、補助限度額は30万円

■問合せ

市庁舎本館産業振興課
産業政策係

TEL0897-52-1220

「旬彩カレンダー」を配布します

恵まれた自然環境の中で育まれた西条産品の食材。この食材を使った料理やそのレシピを紹介する「旬彩カレンダー」を無料で配布します。

配布を希望される方は、11月28日（金）までにお申し込みください。

■配布部数

1000部（1世帯につき1部。先着順）

■配布日

12月9日（火）～12日（金）

■配布場所

各公民館

■申込先

市庁舎本館産業振興課 ふるさと産品係

TEL0897-52-1490

災害遺児福祉手当

交通事故、労働災害、天災などで生計を維持していた父母等が死亡・障害（1級）の状態となった児童の福祉を増進するため、県では災害遺児福祉手当を支給しています。

■支給対象

義務教育修了前または高等学校に在学する遺児の保護者

■支給額

遺児1人につき月額3千円

■問合せ
○市庁舎別館女性児童福祉課
子育て支援係
TEL0897-52-1337
○各総合支所市民福祉課
福祉係

障害者自立支援医療

精神や身体に障害がある方の障害の軽減を図るため、医療費の支援を行っています。

■対象となる医療費

○精神障害者通院公費
精神的な疾患で、定期的に精神科や神経科などに通院して治療を受けている場合
○身体障害者手帳を所持する方の更生医療
腎臓機能障害で人工透析療法を受けている場合や、心臓機能障害で心臓の手術を受ける場合など

■自己負担

原則として1割（世帯の課税状況によって、上限額が決まっています）

■申請先

○市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係

TEL0897-52-1214

福祉係

ご存じですか？ 児童デイサービス

児童デイサービスは、言葉や発達の遅れが懸念される児童を対象に、健康相談、集団での遊び、療育訓練、リハビリなどを通じて、身辺自立や社会性の習得、運動機能の発達を支援するものです。

医師、理学療法士、保育士などの専門家が個々の状況に合った支援プログラムを作成し、きめ細かい指導や助言を行っています。

■児童デイサービス事業所

○かがやき園（総合福祉センター内）
TEL0897-55-5022

○ひまわり（石田339-1）
TEL0898-65-6144

■利用対象児童

原則として就学前の児童

■自己負担

サービス料金の1割（世帯の課税状況によって、上限額が決まっています）

■利用申込先

○市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係

TEL0897-52-1214

福祉係

